

資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014

海外事業資金貸付のうち、エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の一流銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。

記

（資源エネルギー総合保険特約）

第1条 日本貿易保険は、上記に掲げるものに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得又は上記に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添の資源エネルギー総合保険特約を付すものとする。ただし、案件により別添の規定とは異なる特約を付すことがある。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

(別添)

資源エネルギー総合保険特約（海外事業資金貸付）

第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

「

保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

- 一 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第3条第1号から第9号までに該当する事由の場合 100分の100
- 二 約款（貸付金債権等）第3条第10号又は第11号に該当する事由の場合 100分の97.5

第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

「

保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

- 一 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第3条第1号に該当する事由の場合 100分の100
- 二 約款（保証債務）第3条第2号又は第3号に該当する事由の場合 100分の97.5